

北海道警察教養規程

北海道警察本部訓令第33号

平成13年11月1日

改正 平成17年3月29日警察本部訓令第7号、20年12月4日第21号、22年3月24日第4号、23年3月22日第5号、24年3月22日第7号、27年3月23日第11号

北海道警察教養規程を次のように定める。

北海道警察教養規程

北海道警察教養規程（平成8年北海道警察本部訓令第15号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条 - 第5条）

第2章 学校教養（第6条 - 第17条）

第3章 職場教養（第18条 - 第29条）

第4章 術科教養（第30条 - 第45条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、警察教養細則（平成13年警察庁訓令第4号。以下「細則」という。）第24条及び北海道警察教養規則（平成13年北海道公安委員会規則第9号）第7条の規定に基づき、北海道警察の職員（以下「職員」という。）に対する教養の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 所属 北海道警察本部（以下「警察本部」という。）及び方面本部の課（課に相当するものを含む。以下同じ。）、北海道警察学校（以下「警察学校」という。）の部並びに警察署をいう。
- (2) 所属長 所属の長以上の職にある者をいう。
- (3) 各級幹部 巡査部長以上の階級にある警察官及び巡査部長相当職以上の職にある一般職員をいう。
- (4) 一般職員 職員のうち警察官以外の職員をいう。

（職員の心構え）

第3条 職員は、警察教養を通じて、職務に係る倫理（以下「職務倫理」という。）を保持し、及び適正に職務を遂行する能力を養うとともに、常に自己啓発に努めなければならない。

（所属長の教養責任）

第4条 所属長は、所属職員に必要な警察学校（方面分校を含む。以下同じ。）で行う課程を修めさせるとともに、常に職場教養を実施し、併せて積極的な術科訓練の推進に努めなければならない。

2 警察本部及び方面本部（以下「警察本部等」という。）の所属長は、警察本部等及び

警察署の職員に対し、その所掌する事務について、効果的かつ効率的な教養を推進するものとする。

(教養担当責任者)

第5条 所属に教養担当責任者を置き、警察本部等の課にあつては次席(これに相当する職にある者を含む。)、警察学校(方面分校を除く。)にあつては部の次長(庶務部にあつては庶務課長)、警察署にあつては副署長をもって充てる。

2 教養担当責任者は、所属長を補佐し、当該所属における効果的かつ効率的な教養の推進に努めなければならない。

第2章 学校教養

(警察学校の課程等)

第6条 警察学校においては、次に掲げる課程(方面分校においては、第7号に掲げる課程)を行うものとする。

- (1) 初任科 新たに巡査として採用された警察官にその職務の遂行に必要な基礎的な知識及び技能を修得させ、並びに気力及び体力を錬成させるために行う教育訓練
- (2) 初任補修科 職場実習を修了した巡査に初任科及び職場実習において修得した知識及び技能を総合的に発展進化させ、並びに気力及び体力を一層充実させるために行う教育訓練
- (3) 巡査部長任用科 管区及び府県相当に区分し、巡査部長に昇任し、又は昇任が予定されている警察官に実働の中核として必要な知識及び技能を修得させるために行う教育訓練
- (4) 警部補任用科 管区及び府県相当に区分し、警部補に昇任し、又は昇任が予定されている警察官に職務執行の要として必要な知識及び技能を修得させるために行う教育訓練
- (5) 警部任用科 警部に昇任し、又は昇任が予定されている警察官にその職務の遂行に必要な知識及び技能を修得させるために行う教育訓練
- (6) 部門別任用科 生活安全、刑事、交通及び警備の各部門に任用させる警部補以下の階級にある警察官に当該部門に関する基礎的な知識及び技能を修得させるために行う教育訓練
- (7) 専科 警部補以下の階級にある警察官及び警部補相当職以下の職にある一般職員に特定の分野に関する専門的な知識及び技能を修得させるために行う教育訓練
- (8) 一般職員初任科 新たに採用された一般職員(巡査相当職にある者に限る。)にその職務の遂行に必要な基礎的な知識及び技能を修得させるために行う教育訓練
- (9) 一般職員主任任用科 主任に昇任し、又は昇任が予定されている一般職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を修得させるために行う教育訓練
- (10) 一般職員係長任用科 係長その他の警部補相当職に昇任し、又は昇任が予定されている一般職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を修得させるために行う教育訓練

2 北海道警察本部長(以下「警察本部長」という。)は、前項各号に掲げる課程のほか、特に必要があると認めるときは、細則の規定に基づき警察学校において特別の課程を行うものとする。

3 警察本部長は、職員に、その職務の遂行に必要な知識及び技能を修得させるため、警察大学校、管区警察学校等の教育訓練施設において行われる課程で必要な課程を修めさせるものとする。

(教養実施計画)

第7条 警察本部長は、警察庁長官の示す教養実施に関する指針に従い、毎年度開始前に、翌年度の警察学校教養実施計画を定めるものとする。

(教授細目等)

第8条 警察本部長は、あらかじめ警察学校において行う各課程の科目ごとの教授細目及び教授内容を定めるものとする。この場合において、教授内容は、入校する学生の階級及び職に応じ、職務を適正に遂行するために必要な実践的なものとするよう配慮しなければならない。

(学校教養実施上の留意事項)

第9条 学校教養の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 部内外の講師を招へいするときは、当該講師にあらかじめ授業の目標、内容、重点等を説明する等それぞれの講師と授業内容等に関して緊密な連絡をとること。
- (2) 視聴覚教材その他の教材を活用するとともに、実際の事例又は想定事例に関する討議等による演習等を積極的に取り入れ、教養効果の向上に努めること。

(入校者の決定等)

第10条 警察学校において行う各課程の入校者の決定は、所属長又は他の官公庁の長からの推薦等により警察本部長が行うものとする。

2 所属長は、入校対象者の選定に当たっては、警察学校において行う各課程に応じ、所属職員の実務経験、教養履歴等を踏まえて適格性を有する者を推薦するものとする。

3 警察学校(方面分校を除く。)においては、他の官公庁からの委託に基づき、当該委託に係る者を入校させることができる。

(入寮)

第10条の2 学生は、警察学校の学生寮に入寮するものとする。ただし、北海道警察本部警務部長(以下「警務部長」という。)が特に必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(入校前学習)

第11条 警務部長は、第6条第1項各号に掲げる課程(同項第1号、第2号及び第8号に掲げる課程を除く。)及び第2項の課程の入校予定者に、入校期日までに相当な期間において、教授細目等の入校前学習に資する資料を配布し、自己研さんに努めさせるものとする。

2 前項の入校前学習に関し必要な事項は、警務部長が定める。

(教養の効果の測定等)

第12条 北海道警察学校長(以下「警察学校長」という。)は、学校教養の効果を高めるため、試験その他の方法により、警察学校において行う各課程の教養の効果測定し、その結果を踏まえ、入校生に必要な教養内容を充足するなど、実効ある教養が行われるよう努めなければならない。ただし、警務部長が教養の効果測定する必要があると認める課程については、この限りでない。

(警察学校長による賞揚)

第13条 警察学校長は、学業成績の優秀な学生に警察学校長賞を授与することができる。

(卒業証書等の授与)

第14条 警察学校長は、警察学校において所定の課程を卒業し、又は修了した者に対し、卒業証書又は修了証書を授与するものとする。

(警察本部長への報告)

第15条 警察学校長は、次に掲げる事項について、その都度、警察本部長に報告するものとする。

- (1) 各課程の教養の実施状況
- (2) 細則第21条の処分を行った場合は、その状況
- (3) その他学校教養の実施に関し警察本部長が必要と認める事項

(委託教養)

第16条 警察本部長は、特定の分野に関する専門的な知識及び技能を修得させるために必要があると認めるときは、職員に、警察学校以外の教育訓練施設において行われる教育訓練で適当と認めるものを受けさせるものとする。

2 警察本部長は、毎年度開始前に、翌年度の委託教養実施計画を定めるものとする。

(警察学校長への委任)

第17条 この章に定めるもののほか、警察学校において行う警察教養の実施のために必要な事項は別に定めるほか、警察学校長が定める。

2 警察学校長は、前項の規定により必要な事項を定めたときは、警察本部長に報告するとともに、その承認を受けなければならない。

第3章 職場教養

(職場教養の実施)

第18条 所属長は、所属職員が職務倫理を保持し、適正に職務を遂行するための能力を向上させるため、業務の内容及び職場の状況に応じ、職場教養を適切に実施するものとする。

2 各級幹部は、部下職員の指導・育成が重要な責務であることを十分に理解するとともに、部下職員が職務倫理を保持し、適正な職務を遂行するための能力を向上させるため、平素の管理又は監督を通じて適切かつ効果的な職場教養を実施するものとする。

(職場教養の方法)

第19条 職場教養は、個人指導、資料配布、小集団活動その他の適切な方法により行うものとする。

(個人指導)

第20条 所属長は、職場において、所属職員に対する個人指導を自ら行い、又は各級幹部にこれを行わせるよう努めるものとする。

2 各級幹部は、自らの職務の遂行が同時に部下職員の指導・育成につながることを十分に理解し、それぞれの階級及び職に応じた能力及び見識を高め、並びに人格を磨くよう努めるものとする。

3 個人指導においては、部下職員の能力、特性等に応じ、職場教養の効果が上がるように配慮して、仕事を割り当て、及び目標を設定し、並びに当該職員の職務の遂行の状況

に応じて具体的な指導を行うよう努めるものとする。

(資料配布)

第21条 所属長は、必要に応じて、職場教養の効果を有するマニュアルその他の資料を作成し、配布するものとする。

(小集団活動)

第22条 所属長は、所属職員の業務の取組意識及び組織への参画意識を高めるため、小人数の集団による業務の改善等に関する研修その他の活動を行うよう努めるものとする。

(幹部研修)

第23条 所属長は、所属における各級幹部の指揮・指導能力及び管理能力を向上させるため各級幹部を対象に研修を行うものとする。

(一般職員に対する基礎教養)

第24条 所属長は、新たに採用された所属の一般職員に対し、別に定めるところにより、採用後間もない時期に職員として必要な基礎的な教養を行わなければならない。

(教養の効果の検証)

第25条 警察本部等の所属長は、その所掌する業務について必要があると認めるときは、職員を対象に、教養の効果を検証することができるものとする。

2 所属長は、所属職員の自発的研修の促進と平素の教育訓練の浸透状況を把握するため、随時、教養の効果を検証し、事後の職場教養に反映するよう努めるものとする。

(教養重点)

第26条 警務部長は、当面する業務の重要度に即した月別教養重点(以下「重点」という。)を定めるものとする。

2 所属長は、部下職員に対し、前項の重点に定められた事項について、教養を行うものとする。

3 第1項の重点の内容に係る事務を所掌する警察本部の所属長は、効果的かつ効率的な職場教養の実施に資するため、当該重点の推進要領を作成の上、前々月の10日までに月別教養重点推進要領(別記第1号様式)により警務部長に報告しなければならない。

(巡回教養)

第27条 警務部長及び方面本部長(以下「警務部長等」という。)は、職員に対する教養を促進するため、必要に応じて、警察本部等の所属長に各所属に対する巡回教養を行わせるものとする。

2 警察本部等の所属長は、前項の規定により巡回教養を行う場合のほか、所掌する事務について各所属の職員に教養の必要があると認めるときは、巡回教養を行うことができる。

3 警察本部等の所属長は、前2項の規定により巡回教養を実施したときは、翌月の10日までに巡回教養実施結果報告書(別記第2号様式)により警務部長(方面本部の所属長にあっては、当該方面本部長)に報告しなければならない。

(実務研修)

第28条 警務部長等は、必要に応じ、職員を他の職場に派遣し、派遣先の職場における職務の遂行を通じて、捜査実務能力、行政実務能力その他の専門的な能力を向上させるよう努めるものとする。

(職場教養の実施の報告等)

第29条 所属長は、他の所属に推薦できる効果的な職場教養の事例があったときは、その都度、職場教養効果的事例報告書（別記第3号様式）により、警務部長に報告（札幌方面以外の方面の所属長にあっては、当該方面本部長を経由）するものとする。

2 所属長は、職場教養の実施状況を把握するため、所属に職場教養実施簿（別記第4号様式）及び職場教養履修管理票（別記第5号様式）を備え付け、その状況を記録しておかなければならない。

第4章 術科教養

(体育及び術科訓練の実施)

第30条 所属長は、所属の警察官に対し積極的に体育を振興するとともに、実践的な術科訓練（柔道、剣道、逮捕術、拳銃操法、点検、礼式、教練及び救急法に関する教育訓練をいう。以下同じ。）を推進するものとする。

2 所属長は、別に定めるところにより、所属の一般職員に必要な術科訓練を行わせることができる。

3 教養担当責任者及び各級幹部は、自ら率先して術科訓練を実施するとともに、部下の警察官にこれを行わせるものとする。

(体育及び術科訓練の重点)

第31条 体育及び術科訓練は、警察官の職務を遂行する能力を向上させるため、その基盤となる気力及び体力の錬成並びに現場における職権行使を踏まえた実践的な術科技能の習熟及び向上に重点をおいて行うものとする。

(警察官の心構え)

第32条 警察官は、適正かつ能率的に職務を遂行するため、常に心身の鍛練に励むとともに、積極的に術科訓練を行い、術科技能の習熟及び向上に努めなければならない。

(術科特別訓練員の指定)

第33条 警察本部長は、術科訓練の指導者の育成及び術科の振興を図るため、柔道、剣道、逮捕術及び拳銃操法の種目に術科特別訓練員を指定し、当該術科特別訓練員に種目に応じた術科訓練を実施させるものとする。

(救急法指導者の指定)

第33条の2 警務部長は、警察官の救急法に関する知識及び術技の修得及び向上を図るため、日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）に基づき、日本赤十字社が認定する赤十字救急法指導員の資格を有する各級幹部を救急法指導者に指定し、救急法訓練その他の必要な活動を行わせるものとする。

2 前項の救急法指導者に関し必要な事項は、別に定める。

(術科指導員等)

第34条 警察署並びに警察本部執行隊（警察本部の自動車警ら隊、航空隊、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊をいう。以下同じ。）及び方面本部執行隊（函館方面本部函館機動警察隊、旭川方面本部旭川機動警察隊、釧路方面本部釧路機動警察隊及び釧路方面本部十勝機動警察隊をいう。以下同じ。）その他警務部長が必要と認めた所属（以下「警察署等」と総称する。）に体育並びに柔道、剣道、逮捕術、拳銃操法及び救急法の術科訓練の指導員（以下「術科指導員」という。）及び当該術科指導員

の事務を補助する指導補助員（以下「術科指導員等」という。）を置く。

- 2 術科指導員等は、当該所属の警察官の気力及び体力の錬成並びに術科技能の習熟及び向上を図るため、効果的かつ効率的な術科訓練の実施に資するとともに、自らの術科訓練に係る知識及び技能並びにその指導者としての能力を高めるよう努めなければならない。

（術科指導員等の指定等）

第35条 警察署等の長（以下「署長等」という。）は、次の各号に掲げる種目に応じ、原則として当該各号に定める資格等を有し、かつ、適格性があると認める者を前条の術科指導員に指定するものとする。

- (1) 体育 警察学校の体育指導に関する教養が実施された専科の修了者
- (2) 柔道又は剣道 その段位が3段以上の者
- (3) 逮捕術、拳銃操法又は救急法 警察術科技能検定上級合格者

- 2 署長等は、前項の術科指導員に準ずると認められる者を指導補助員に指定するものとする。

- 3 署長等は、前2項の規定により指定をした術科指導員等が傷病等により長期間不在になるとき又は術科指導員等として適格性を欠くと認めるときは、速やかに代替者を指定するものとする。

- 4 署長等は、術科指導員等を指定したとき又はその指定を解除したときは、その都度、術科指導員等指定（解除）通知書（別記第6号様式）により、警察本部の教養課長（札幌方面以外の方面にあっては、当該方面本部の警務課長）に通知するものとする。

- 5 警察本部の教養課長及び方面本部の警務課長は、術科指導員等の配置状況を掌握するため、前項の規定による通知に基づき術科指導員等名簿（別記第7号様式）を整備しておかなければならない。

（術科指導員等の講習）

第36条 警務部長等は、術科指導員等の指導者としての能力を高めるため、計画的に当該術科指導員等に対する講習を行うものとする。

第37条 削除

（警察署等における術科訓練）

第38条 署長等は、所属の警察官に、次に掲げるところにより、計画的に術科訓練を行わせるものとする。

- (1) 柔道、剣道及び逮捕術については、おおむね週1回以上の回数で実施する。
- (2) 短時間逮捕術訓練については、朝礼時又は配置時に実施する。
- (3) 拳銃操法については、訓練期間を定めて射撃訓練を実施するほか、教養招集日等に実施する。
- (4) 点検については、警察点検規範（昭和29年警察庁訓令第12号）に基づき実施する。
- (5) 礼式及び教練については、必要に応じ、実施日を定めて実施する。
- (6) 救急法については、教養招集日等に実施する。

- 2 警察署等における術科訓練の実施に関し必要な事項は、署長等が定める。

（特別術科訓練）

第39条 署長等は、冬季及び夏季において、それぞれ10日以上の特訓期間を定め、所

属の警察官に、柔道、剣道及び逮捕術の術科訓練を行わせるものとする。

(術科訓練状況の把握)

第40条 署長等は、所属に術科訓練日誌(別記第8号様式)及び術科訓練出欠簿(別記第9号様式)を備え付け、前2条の術科訓練の実施状況を把握するものとする。

(警察本部等及び警察学校の術科訓練)

第41条 警察本部等(警察本部執行隊及び方面本部執行隊を除く。次項において同じ。)及び警察学校の所属の警察官に対する術科訓練については、警察本部にあつては警務部長、警察学校にあつては警察学校長、方面本部にあつては方面本部長が計画的に行わせるものとする。

2 警察本部等の所属長は、所属に現場における職権行使に当たる警察官がいる場合は、前項の規定にかかわらず、当該警察官に積極的に術科訓練を実施させるものとする。

(体育及び術科訓練の単位履修)

第42条 警察官は、実践的な術科訓練を計画的に行うため、柔道、剣道、逮捕術、拳銃操法及び救急法並びに体育について、単位履修基準に基づき、必要な単位を履修しなければならない。

2 前項の単位履修基準については、別に定める。

(術科大会の実施)

第43条 警察官の術科技能及び基礎体力の維持・向上並びに士気の高揚を図るため、次に定める種目及び大会の区分により術科大会を実施するものとする。

(1) 術科大会の種目は、柔道、剣道、逮捕術及び拳銃射撃競技とする。

(2) 術科大会の区分は、北海道警察大会、方面大会、方面ブロック大会及びその他の大会とする。

2 警察本部長は、毎年度開始前に、翌年度の術科大会の実施方針を定めるものとする。

3 方面本部長は、前項の実施方針に基づき方面大会及び方面ブロック大会の実施計画を定め、事前に警察本部長に報告するものとする。

(術科技能の交流)

第44条 警務部長等は、警察官の術科技能の向上を図るとともに、術科訓練の指導者の能力を高めるため、部外から講師又は選手を招へいした講習会を実施するほか、部外の団体が主催する各種大会に職員を参加させるなど、術科技能の交流を推進するものとする。

(技能検定等の実施)

第45条 所属長は、所属の警察官の術科技能の習熟状況に応じ、積極的に技能検定又は段級の審査の申請を行い、警察官の術科訓練意欲の向上及び術科訓練の活性化に努めなければならない。

附 則

この訓令は、平成13年11月1日から施行する。

附 則(平成17年警察本部訓令第7号)

1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現に職場実習中の巡查に対する第6条第2号の警察学校におい

て行う課程は、従前の「初任総合科」の課程とする。

- 3 北海道警察職員人事記録取扱規程（昭和57年北海道警察本部訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第14条第3号中「北海道警察における採用時教養の実施について（平14.3.29道本教第439号（務・生企・地企・刑企・交企合同）」を「北海道警察における採用時教養の実施について（平17.3.29道本教第1008号（務・地企・刑企・学初合同）」に改める。

第15条第3号、第16条1項第2号及び同条第2項中「初任総合科」を「初任補修科」に改める。

第15条第3号中「職場実習を修了し、初任総合科の課程に入校するとき」を「採用時教養を終了するとき」に改める。

第16条第1項第2号中「初任総合科の課程を卒業した日」を「採用時教養を終了したとき」に、同条第2項中「初任総合科入校の日の前日」を「採用時教養を終了するとき」に改める。

附 則（平成20年警察本部訓令第21号）

この訓令は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成22年警察本部訓令第4号）抄
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式省略